

## 地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	下関市 35201
地域名 (地域内農業集落名)	菊川保木地区 ( 上保木集落、下保木集落 )

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	116.2 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	113.4 ha
② 田の面積	114.6 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	1.6 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	6.6 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	4.9 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	23.2 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	9.0 ha
(備考) 区域内の農用地等面積 116.3 ha	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

## (2) 地域農業の現状及び課題

- 今後認定農業者等が引き受ける意向のある農地面積よりも、後継者不在の70歳以上の農業者の農地面積が、上保木集落では1.6ha、下保木集落では1.1haと多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
- 担い手が利用する農地面積の団地数は37個所、平均220aであり、集約化が必要。
- 農事組合法人内においても高齢化が進み、オペレータが不足している。地域内外から新規参入者を募り、育成することが必要。

## (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- 地域内の法人の担い手や個人の担い手を中心に農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るために、スマート農業の導入を進める。また、小麦や飼料作物を中心とした農地の裏作利用や、収益性の高い酒米やキャベツ、エビイモ等の作付を行う。
- 上保木集落は農事組合法人かんぽき、(株)アグリハウス安永、(株)ファームランド西田、(株)下関ファームに、下保木集落は農事組合法人ほきの郷に集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

## 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

### (1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地中間管理機構への貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者、株式会社、集落営農法人)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。

### (2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	70.2 %	将来の目標とする集積率	74.6 %
--------	--------	-------------	--------

### (3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

担い手が利用する農地面積の団地数及び面積は、37個所、平均220a(令和6年度時点)  
団地数の半減及び団地面積の拡大を進める。(令和16年度)

## 3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

### (1) 農用地の集積、集団化の取組

農地中間管理機構を活用して、農事組合法人かんぽき、農事組合法人ほきの郷、株式会社アグリハウス安永、株式会社ファームランド西田、株式会社下関ファームを中心に農地集積を進めるとともに、団地面積の拡大を進める。

### (2) 農地中間管理機構の活用方法

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。

### (3) 基盤整備事業への取組

下保木集落ではほ場整備は実施しているが、ほ場の透水性が低下し表面水や浅層水が早期に排除できないほ場があるため、水田汎用化のための地下水位制御システム導入の基盤整備に取り組む。

老朽化している水路や農道の整備を行い、永続的に農業生産を行うための体制を整備する。

### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組

作業の効率化が期待できるヘリ防除作業や水稻の育苗、麦の乾燥・調製については、山口県農業協同組合への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

#### 【選択した上記の取組内容】

- ①イノシシやシカの目撃や被害発生場所等の情報の共有化を図り、侵入防止柵やネット等の設置や捕獲檻の設置により鳥獣害防止対策を行う。また侵入防止柵の設置にあたっては、補助金の活用を検討しながら、従来の集落全体を囲む方法に加え、ほ場全体を囲む方法にも取り組む。
- ③農作業の効率化を図り、省力化や作業負担の軽減を図るため、スマート農機の導入を進める。
- ⑧下保木集落では出荷・調製施設を整備し、法人の女性部を立ち上げその一角で農産物の販売を行う。将来的には地元原料(米・大豆・野菜など)を用いた農産加工品の製造および販売を行う。
- ⑨上保木集落で生産された飼料作物(牧草)は、集落内の畜産農家に供給し、家畜排せつ由来堆肥は、有機農業に取り組む生産者などに供給する。(②関連)
- ⑩新規・特産化作物の導入方針として、水稻、麦等の土地利用型作物以外に、収益性の高いキャベツやエビイモなどの園芸作物の生産に取り組む。

#### 4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	①	水稻、大豆 麦、飼料作物	15.1 ha	0 ha	水稻、大豆 麦、飼料作物	15.1 ha	0 ha	①	
認農	②	水稻、麦	10.9 ha	0 ha	水稻、麦	14.9 ha	0 ha	②	
認農	③	水稻、飼料作物 麦、キャベツ	8.0 ha	0 ha	水稻、飼料作物 麦、キャベツ	8.3 ha	0 ha	③	
認農	④	水稻	2.5 ha	0 ha	水稻	2.5 ha	0 ha	④	
認農	⑤	水稻	2.6 ha	0 ha	水稻	2.6 ha	0 ha	⑤	
認農	⑥	水稻	1.3 ha	0 ha	水稻	1.3 ha	0 ha	⑥	
認農	⑦	水稻、麦 大豆、キャベツ	39.7 ha	0 ha	水稻、麦 大豆、キャベツ	40.6 ha	0 ha	⑦	
認農	⑧	水稻、麦、大豆 そば、野菜	1.4 ha	0 ha	水稻、麦、大豆 そば、野菜	1.4 ha	0 ha	⑧	
利用者	⑨	水稻	0.4 ha	0 ha	水稻	0.4 ha	0 ha	⑨	
利用者	⑩	水稻、飼料作物	1.1 ha	0 ha	水稻、飼料作物	0.9 ha	0 ha	⑩	
利用者	⑪	水稻、飼料作物	1.4 ha	0 ha	水稻、飼料作物	1.0 ha	0 ha	⑪	
利用者	⑫	飼料作物	0.4 ha	0 ha	飼料作物	0.4 ha	0 ha	⑫	
利用者	⑬	水稻、野菜	2.5 ha	0 ha	水稻、野菜	2.5 ha	0 ha	⑬	
利用者	⑭	水稻	0.9 ha	0	水稻	0.9 ha	0	⑭	
利用者	⑮	野菜	1.5 ha	0 ha	野菜	1.5 ha	0 ha	⑮	
利用者	⑯	水稻	0.3 ha	0 ha	水稻	0.6 ha	0 ha	⑯	
計	16経営体		90.0 ha	0 ha		94.9 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落當農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

#### 5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

#### 6 目標地図(別添のとおり)

#### 7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)
-------------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

#### (留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。